

議案第3号

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年逗子市条例第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第34条第2項の規定に基づく特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の規定に基づく特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 法第34条第2項に規定する条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項に規定する条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下この条において「内閣府令」という。)で定める基準(内閣府令第2章に規定する基準を除く。)のとおりとする。

(暴力団の排除)

第3条 市、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、逗子市暴力団排除条例

(平成23年逗子市条例第15号。以下この条において「暴力団排除条例」という。)第3条に規定する基本理念にのっとり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等から暴力団を排除するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者及びその職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であってはならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第86号)の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の書面掲示の義務付け等について見直すとともに、本条例が従前より内閣府令で定める基準に準じた条文としているところ、内閣府令の改正に早期に対応する観点から、内閣府令を引用する条文構造に転換するに当たり、改正の要あるため提案する。